



2026年1月30日

各 位

会社名 株式会社くふうカンパニーホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役 梶田 誉輝
(コード番号: 4376 東証グロース)
問合せ先 取締役兼執行役 菅間 淳
(TEL. 03-6264-2323)

連結子会社の旧取締役に対する損害賠償請求訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

2025年7月22日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の連結子会社である株式会社くふう住まいコンサルティング（旧ハイアス・アンド・カンパニー株式会社。以下「KSC」といいます。）が、同社の元代表取締役らに対して損害賠償を請求する訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）の第一審判決に対し、本訴訟に参加していたKSCの株主であった参加人（以下、「参加人」といいます。）が、判決を不服として控訴しておりましたが、2026年1月29日、東京高等裁判所より控訴を棄却する旨の判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所 2026年1月29日

2. 訴訟の経緯

2025年3月28日付「連結子会社の旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、本訴訟について、東京地方裁判所は、2025年3月27日、KSCの元代表取締役らに対し、KSCに合計395百万円の損害賠償を命じる判決を言い渡しました。会社法第849条第1項の規定に基づき、本訴訟に参加していた参加人が、この判決を一部不服として2025年4月16日に東京高等裁判所へ控訴しておりました。なお、参加人による控訴により、KSCも控訴人となっております。

3. 判決の要旨

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

4. 今後の見通し

本件に関して、業績予想に与える影響も含めて、開示すべき事項が発生いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上